

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>(1) 今回の改正案では、新たに「英国」が指定されていますが、すでに指定されている「ケイマン諸島」と「ジブラルタル」と「バミューダ諸島」が削除されていないことからすると、ここでいう「英国」は、厳密な意味での「連合王国」に限定され、海外領土（ケイマン諸島やジブラルタル、バミューダ諸島、英領ヴァージン諸島など）及び王室属領（ジャージー、ガーンジー及びマン島）を含まない意味という理解でよいでしょうか。「英国」の意味する範囲は法令によって区々ですが、法文上、その範囲を明確にする必要はないでしょうか。</p> <p>(2) 今回の改正案では、「ポルトガル」が指定されていますが、これは本国に加えて、アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含みますでしょうか。</p> <p>(3) 既に指定されている「アメリカ合衆国」については、プエルトリコ、北マリアナ諸島、米領サモア、グアム及び米領ヴァージン諸島を含みますでしょうか。</p>	<p>本告示では、F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）及びF S R B s（FATF-Style Regional Bodies：F A T F型地域体）による相互審査及びそのフォローアップの結果等に基づき、これらに加盟する国又は地域の単位で指定することとしています。</p> <p>(1) について</p> <p>英国のF A T F相互審査において、海外領土及び王室属領が評価の対象とされていないことから、本告示の「英国」には海外領土及び王室属領を含みません。</p> <p>なお、ご指摘のケイマン諸島、ジブラルタル、バミューダ諸島、英領ヴァージン諸島、ジャージー、ガーンジー及びマン島は、F S R B sに加盟しており、F S R B sによる相互審査及びそのフォローアップの結果等に基づき、このうち「ケイマン諸島」、「バミューダ諸島」及び「ジブラルタル」を本告示制定時に指定しております。</p> <p>また、国又は地域の名称については、犯罪による収益の移転防止に関する法律の他の告示での表記も参考にしております。</p> <p>(2) について</p> <p>ご指摘のアゾレス諸島及びマデイラ諸島は、ポルトガルのF A T F相互審査において評価の対象とされており、かつ、ポルトガル本国のトラベルルール（暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務）等の規制が適用されていることから、本告示の「ポルトガル」に含まれます。</p> <p>(3) について</p> <p>ご指摘のプエルトリコ、北マリアナ諸島、米領サモア、グアム及び米領ヴァージン諸島は、アメリカ合衆国のF A T F相互審査において評価の対象とされており、かつ、アメリカ合衆国本国のトラベルルール等の規制が適用されていることから、本告示の「アメリカ合衆国」に含まれます。</p>